



帝國製薬の医療用医薬品の「封」に関する情報について

平成 30 年 8 月 1 日に厚生労働省医薬・生活衛生局長より発出された(薬生発 0801 第 1 号)「医薬品の封の取扱い等について」に基づき、帝國製薬が製造販売および販売する医療用医薬品の封に関する情報をご案内申し上げます。

弊社が製造販売および販売する医療用医薬品の個装箱・ボトル等に関して、

A) 開封前の状態

B) 開封後の状態

について掲載し、開封方法と開封の有無の確認ポイントをご紹介します。

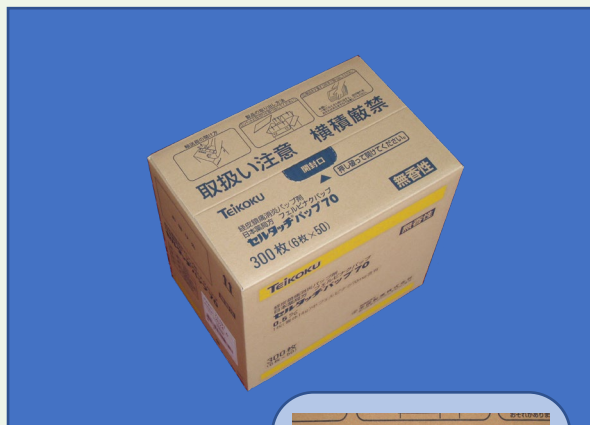
- ◆個装箱の開封方式は「押し破って開封するタイプ」「引き上げて開封するタイプ」「ジッパーを用いて開封するタイプ」の 3 種類がございます。
- ◆封緘方法は個装箱の「糊封緘」と「テープ封緘」の 2 種類と、ボトルの「シュリンク包装」がございます。
- ◆それぞれのタイプごとに主な製品の画像を用いて記載いたします。

※流通在庫などの関係上、これらに当てはまらない製品もございます。ご了承ください。

押し破って開封するタイプ

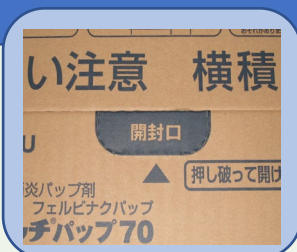
① 糊による封緘（例：セルタッチパップ 70）

A) 開封前の状態



「開封口 拡大」

ミシン目は
切れていません。



B) 開封後の状態



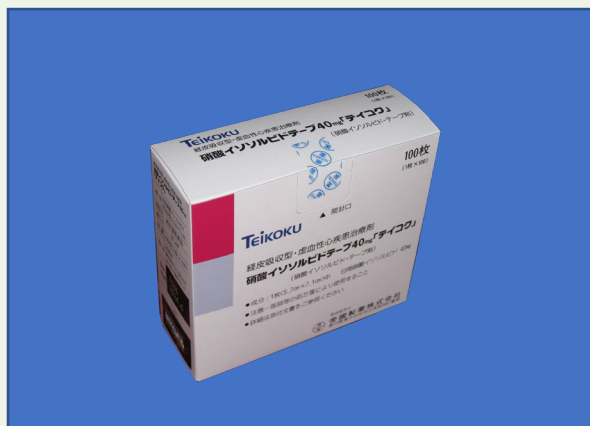
「開封口 拡大」

ミシン目を押し破ったあと
上へ引き開けてください。
開封後はミシン目が切れています。



② テープによる封緘（例：硝酸イソソルビドテープ 40mg「テイコク」）

A) 開封前の状態



テープとミシン目は切れていません。
テープが切れている場合は、既に開封されて
いる可能性があります。

B) 開封後の状態



ミシン目を押し破ったあと
上へ引き開けてください。
開封後はミシン目が切れています。



帝國製薬株式会社

シュリンク包装

キャップを覆うフィルムによる封緘(例:クロバタゾン酪酸エステル軟膏0.05%「テイコク」)

A)開封前の状態



キャップを覆うフィルムに
破れはありません。

B)開封後の状態



フィルムをミシン目から破り、取り除いてから開封します。
ミシン目が切れている、包装フィルムが剥がれている場合には
すでに開封されている可能性があります。
開封後はミシン目が切れています。